

医業トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikai.com/>

— 平成 31 年税制改正要望 —

消費税率引き上げを控え、税制はどうか？

平成 31 年税制改正要望が厚生労働省から提出されました。

来年 10 月に控えた消費税率の引き上げに対し、医療に係る消費税はどう対応するのか、が今年の一歩の注目でしょう。今回、提出された税制改正要望では、医療の消費税について、以下のように記述されています。

医療に係る消費税問題の抜本的な解決に向けた新たな措置

[消費税、地方消費税等]

医療に係る消費税等の税制のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ検討を行い、平成 31 年度税制改正に際し、この税制上の問題の抜本的な解決に向けて、個別の医療機関等の補てんの過不足について、新たな措置を講ずる。

また、『訪日外国人に係る、社会医療法人等に対する認定要件（診療費要件）の見直し』についても記述されています。

こちらは、医療通訳等言葉の対応準備の必要、診療に要する時間が日本人より長くなる傾向がある訪日外国人の診療について社会保険診療報酬と同一の基準により計算された額の請求を見直し社会医療法人等が費用に見合った額を請求できるようにする、との要望です。

上記 2 点ともに、現段階では具体的な措置は明らかになっておりません。

今後の議論に注目し、改めてお知らせいたします。

